

NSRにゆーす

社会保険労務士法人NSR

大阪オフィス tel 06-6345-3777

神戸オフィス tel 078-371-5120

「キャリアアップ助成金」

～ 正社員化コース ～

受給要件
チェックリスト

いわゆる非正規と呼ばれるパートタイマーや有期契約従業員等を正社員に転換し、助成金を受給する場合の要件について、特にチェックしておきたい事項をお知らせします。

正社員に転換する前に(制度の整備等)

- 雇用保険適用事業所の事業主である。
- 雇用保険適用事業所ごとに、キャリアアップ管理者を置いている。
- 雇用保険適用事業所ごとに、3年以上5年以内のキャリアアップ計画を作成し管轄労働局長の受給資格の認定を受けている。
- 労働保険料の未納や支給申請日の前日から過去1年間に労働関係法令の違反がない。
- 対象労働者に対する支払い状況等を明らかにする書類を整備している。
- 就業規則又は労働協約その他これに準ずるものに正社員転換制度を規定し、周知している。
- 就業規則等への規定は、転換するにあたっての面接試験や筆記試験等の適切な手続き、要件(勤続年数、人事評価結果、所属長の推薦等の客観的に確認可能な要件・基準等)及び転換時期を定めている。

正社員転換した対象労働者について(支給対象となる要件)

- キャリアアップ計画期間内に正社員に転換している。
- 就業規則又は労働協約その他これに準ずるものに定めた規定に則り正社員転換している。
- 継続して雇用されている期間が6ヶ月以上の労働者を正社員に転換している。
ただし、有期契約労働者の場合は、雇用された期間が通算して3年以内である。
- 正規雇用することを約して雇用された労働者(正社員求人に応募し、雇用された者のうち、有期契約労働者等で雇用された者を含む)ではない。
- 転換日等の前日から過去3年以内に、事業主の事業所又は資金的・経済的・組織的関連性からみて密接な関係の事業主において雇用されていた者等に該当しない。
- 対象労働者は、転換した事業主又は取締役の3親等以内の親族ではない。(転換の前日から起算して6ヶ月前の日を始期とし、支給申請時点までの間)
- 支給申請日において対象労働者が離職していない。(自己都合退職、天災等による事業継続が困難となった場合、本人の帰責事由による解雇を除く。)
- 対象労働者は、外国人技能実習生やEPA受入人材等の支給対象外となる者ではない。
- 転換後に定年制が適用される場合、定年年齢に達する日までの期間が1年以上である。
- 転換後6ヶ月以上の期間継続して雇用し、転換後6ヶ月分の賃金を支給している。
- 転換後6ヶ月間の賃金を、転換前6ヶ月間の賃金より5%以上増額させている。
- 転換後の基本給や定額で支給されている諸手当を、転換前と比較して低下させていない。
- 転換日の前日から起算して6ヶ月前の日から1年を経過する日までの間に、当該転換を行った適用事業所において、雇用保険被保険者を解雇等事業主の都合で離職させていない。
- 転換後は、雇用保険・社会保険の被保険者として適法に保険加入させている。

*令和元年10月1日時点での情報となります。派遣等他にも要件がありますのでご注意ください。

*キャリアアップ助成金の詳細はこちらで

パンフレット <https://www.mhlw.go.jp/content/11650000/000527143.pdf>

助成金Q&A <https://www.mhlw.go.jp/content/11650000/qa0401.pdf>